
メキシコのリース制度

公益社団法人リース事業協会

本レポートは、当協会が 2013 年度に実施したメキシコのリース制度に関する調査研究レポートである。本レポートの利用に際しては次の事項に留意されたい。

【留意事項】

- ・ 当協会は、本レポートの利用者に対していかなる責任も負わない。
- ・ 記述内容以外の事項については確認していない。
- ・ 調査研究実施後の制度変更等についてはフォローしていない。

目次

I. メキシコ経済

1. メキシコ経済の概観
2. メキシコにおける外国資本投資
3. メキシコの企業セクター

II. メキシコにおけるリース

1. リース事業の歴史
2. リース事業セクターと今日の管理規制
3. リースの市場
4. リースの種類とメリット

III. 法的管理規制

1. 外国資本または外国籍リース事業者に対する管理規制
2. リース契約に関連する法規制

IV. 税制

1. メキシコの税制の概略とリース事業に係る税制
2. 法人所得税
3. 付加価値税
4. 企業単一税

V. リース会計

1. 会計制度の概要
2. メキシコ財務報告基準（NIF）に基づくリースの会計処理

VI. クロスボーダー取引

1. 法的規制
2. 税務手続き

I. メキシコ経済

1. メキシコ経済の概観

メキシコは、世界で第14番目の国土面積を持つ多文化国家であり（日本の国土面積およそ5倍にあたる約200万km²）、国家の総人口は1億1,200万人を超える。

メキシコ中央銀行（Banco de México）が発表した2012年度年間報告書によれば、メキシコは経済的安定性を維持している状態にあり、メキシコのマクロ経済指針の管理強化、並びに近年の国内の基礎経済における改善は、メキシコ経済が直面するあらゆる問題に対して抵抗力を持つ結果となり、10年以上前より進められている慎重な税務方針に加え国内通貨購買力の安定性を保つことに焦点を当てた通貨管理の方針は、インフレ抑制に大きく貢献していると表明している。

メキシコは2008年度の経済危機及びその後の年度においても経済の安定性を維持しており、この状況は、メキシコ中央銀行発表の2012年度の国内総生産の年間成長率が3.9%を記録したことから立証され、このことは、先進国経済と比較しても、メキシコの経済成長が持続力を得ていることを意味している。

年間インフレ率は、90年代末に設定されたメキシコ中央銀行による安定したインフレ目標値である3%に向けた収斂の過程を示している。つまり、年間インフレ指数は示された目標値に近い変動範囲と言えるレベルで推移しており、2012年度の年間インフレ率は、2011年12月の3.82%に対し、3.57%となっている。

金融市場、特に銀行間取引及びソブリン債市場は、2012年最終月時点で好調な進展を記録した。しかしながら、この好調な市場作用は、各国政府機関による異例ともいえる支援に支えられた結果であると言えるもので、今後とも国と地域レベルの方策によるリスクに影響され続けるものと推測される。

メキシコを含む新興国経済は、先進国経済に関連する経済活動の適切な遂行に備えてはいるものの、資本流動における変動リスク、株式市場の後退、特に2012年度上半期においては米ドル通貨に対する自国通貨の下落を経験した。

しかしながら、2012年度半ばのユーロ圏政府及び関係当局による努力、並びに先進諸国の経済刺激策の措置が講じられてから、国際金融市場における成長は、当該年度末において新興国市場に向けられた資本流入の上昇として反映された。このことは、2013年度第2四半期における対米国ドルメキシコペソ換算率の価値の上昇に見て取れるように、メキシコ経済を含めて多くの新興国経済の通貨価値及び株価指数の上昇として反映された。

実際のところ、2012年度前半期のメキシコの経済活動はその成長において、世界経済の減速と金融市場の不安定化による影響を顕著な形で受けることはなかったが、2012年度後半期に向けてはメキシコ経済の活力喪失を招く結果となった。この成長の低迷は、工業製品輸出の増加率の低さに表れ、その後、影響は内需の幾つかの要素に伝播することになった。特に、2012年度前半期の工業製品の輸出高は2011年度よりも高い増加率を表わしていたが、年度後半期には明らかな減速が示された。米国市場に向けた輸出は縮小されており、米国内の様々な市場に向けた輸出水準に陰りが表れる状況となった。また、工業製品の輸出減退は自動車輸出の減少と

共にその他の分野の工業製品にも表われた。

工業製品の輸出減退を受け、2012年度後半期の投資分野に同様の影響が表われた。これは特に住宅建設に関連する建設分野における投資の脆弱性によるものであった。機械設備投資においてもその関連性は示され、年度末時点では上昇が維持されてはいるものの、減退傾向が表われた。

こうしたマクロ経済水準への影響、及び、中長期におけるインフレ予測の安定が保たれていることを考慮し、メキシコ中央銀行の政策会議は、2012年度の銀行間金利（TIIE）の目標値を1日につき4.5%で維持することを決定した。これはメキシコ経済の安定性を示す指数といえる。

2. メキシコにおける外国資本投資

メキシコにおける外国資本投資（FDI）に関し、経済省（SE）管轄下の管理部門である外国投資一般管理局（DGIE）は、外国投資法に基づく管理規定の発行、国家外国投資登録（RNIE）の管理及び運用、国内領域におけるFDIの状況に関する統計の作成と発行、国家外国投資委員会の技術省としての職務代行、投資に関する国際フォーラムにメキシコ代表として出席、投資の促進と誘致に関する支援、当国における投資文化に関する情報及び調査の徹底、及びFDIの分野における公的指針のガイドラインの作成という任務を担っている。

以下の表はメキシコに対するFDIを行った上位10カ国の会社数の変動を示している。ここで注目される点として、1999年以降のFDIに関する有効なデータによる情報では、1999年から2007年までは増加を続けている。米国とスペインからの投資会社数は2008年以降全ての年度で減少となっている。その他の国においても、2007年と2008年は安定性を示しているが、その後の年度は減少を示している。これは世界的な金融危機が生じたことによるもので、減少率が低くて安定性が保たれたとしても、その後の成長は鈍いものとなっているが、上記1に記載したとおり、メキシコは経済的に安定性を示している。

1999年から2013年までのメキシコ向けFDIの年度別変動を表わす上位10カ国の国別会社数

国名	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013 1T
1 アメリカ合衆国	4,576	4,793	4,526	4,271	4,149	4,446	4,610	4,624	4,545	3,705	3,043	2,931	2,973	2,546	1,086
2 スペイン	373	397	417	452	479	495	608	550	604	558	455	437	523	475	142
3 日本	117	110	121	88	119	132	95	90	95	92	92	98	108	189	86
4 カナダ	275	327	350	301	307	350	395	390	482	442	339	347	379	292	63
5 オランダ	283	336	321	318	274	300	274	285	298	275	254	255	235	205	61
6 ドイツ	234	243	217	234	208	238	211	213	198	206	179	199	202	184	49
7 イギリス	146	154	147	156	141	180	188	198	173	191	153	155	174	120	39
8 フランス	185	184	219	209	233	199	208	192	177	195	117	130	129	111	34
9 韓国	197	182	181	168	134	152	162	143	138	129	103	89	81	84	27
10 ルクセンブルグ	17	16	22	24	33	37	36	35	50	66	58	42	63	51	21

以下の表は 2012 年のメキシコにおける FDI の金額の上位 10 カ国を表わし、日本の 2012 年度の投資は、会社数では第 3 位にあるが、投資金額では 17 億 5,100 万 US ドルで第 2 位となっている。

カナダとは北米自由貿易協定 (NAFTA) を締結し、また、地理的に近隣に位置しているが、日本との差は約 5 億 US ドルとなっている。日本の FDI をドイツの投資とほぼ同程度であるオランダ数値と比較すると、日本の FDI はオランダのおよそ 2 倍の数値となっている。

メキシコにおける日本の投資の強みは、おそらく 2004 年度に行われた日墨経済連携協定 (EPA 協定) の調印によって関係を深めるために法的枠内の規定が定められたことによるものと考えられる。日本の FDI の顕著な増加は 2010 年以降に見られ、2012 年末までの 2 年間におよそ 3 倍の 17 億 5,110 万 US ドルに達するまでに増加している。

投資国別 FDI 四半期別調査 上位 10 カ国

(単位：百万 US ドル)

投資国	2012 年				2012 年度合計
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
1 アメリカ合衆国	848.80	2133.10	2303.00	1775.70	7060.50
2 日本	573.90	325.60	260.60	591.00	1751.10
3 カナダ	116.80	179.70	406.20	568.90	1271.60
4 オランダ	114.80	79.90	355.30	341.30	891.20
5 ルクセンブルグ	458.00	312.40	71.00	43.90	885.20
6 ドイツ	446.90	199.40	120.90	32.70	799.90
7 フランス	191.10	205.50	18.50	-31.00	384.10
8 イギリス	166.50	40.50	148.70	-88.10	267.60
9 スイス	126.00	-14.10	64.40	47.00	223.20
10 スウェーデン	-1.60	25.20	134.20	22.50	180.20

3. メキシコの企業セクター

メキシコの企業セクターは主に中小企業によって構成されている。2009 年度の経済調査に関するデータによれば、工業、商業及びサービス業分野における中小企業の構成比率は、99.4% となっている。更に、当該セクターに従事する労働者の比率は 90.2% に上る。

(1) 非金融民間セクター

非金融民間セクターは、政府が、この 30 年間で近代化への歩みと生産性の拡大及び有効性の向上に向けた支援を行ってきた重要分野である。

6 年毎に交代する歴代の政権においても中小企業の形成、成熟、そして躍進を促進するため、これらの分野に対する融資としてメキシコ政府予算が注ぎ込まれるよう、異なる政府系企業を通じたプログラムが計画され実行された。

非金融民間セクターへの融資は、2010年度半ばから増加し始め、2012年度まで拡大し、同セクターへの融資合計額は、2012年度は実質年間成長率5.3%となっている。これらセクターは、国内外の融資において増加を示すととともにメキシコにおける生産活動の促進をサポートしている。

特に、メキシコの企業が受けるドル建による外国からの資金調達は、主に外国の市場における高い証券投資を通じ2012年度後半において上昇した。2012年度末時点でドル建外国融資残高の実質年間変動率は12.7%を示した。一方、主として製造業及びサービス産業の分野に対し提供された融資は市場の40%のみであり、これは第一次産業全体に融資機会があることを意味している。

(2) 金融セクター

規制対象セクター

● 普通銀行

普通銀行は、CNBV（国家銀行証券委員会）とメキシコ中央銀行が規定する金融管理規則に準じた金融機関である。メキシコの銀行に対し管理当局による厳格な監督が行われる。この種の銀行に対しては莫大な量の規制管理報告書の提出が義務付けられ、当局は金融機関に対し、監視プログラムを通して恒常的に確認作業を行う。ファイナンス・リースの提供が認められているが、ファイナンス・リースのみの提供については認められていない。これはメキシコ革命の遺物と言えるが、ファイナンス・リースのみの活動には土地の所有者となる必要があり、銀行の場合、メキシコ合衆国憲法第27条に基づいてこの行為は認められていない。

● SOFOM 規制会社（規制対象多目的金融会社）

SOFOM 規制会社（規制対象多目的金融会社）は、自社の顧客にクレジット、ファクタリング及びファイナンス・リースサービスを提供するための認可を得ている法人であるが、市場から資金を調達することが全面的に禁じられている。

金融機関または金融機関の一部である管理会社との資本関係が必要とされ規制対象セクターに属する。

メキシコ管理規則が定めるファイナンス・グループに属せずに設立することは不可能であり、ファイナンス・リースを提供するために銀行が利用することがある。

● ファイナンス・リース会社

ファイナンス・リース会社は、ファイナンス・リース事業活動のために大蔵省の許可を得て、CNBVによって管理監督されるS.A.（株式会社）の形態を持つ機関である。なお、当該認可は2013年7月19日に有効性が終了しており、メキシコ中央銀行の通知に従い、この法的形態はメキシコから消滅した。

● SOCAP（組合企業）

SOCAP（組合企業）は、経済的共同参加による利益または必要性を持つ個人もしくは法人により構成される事業会社であり、実施される企業活動及び運営資金は共通とし、経済的収支を参加社員が負うことで企業活動を推進させている。民主的な構造と機能を通して企業活動を行う組織団体である。当該会社の社員にのみオペレーティング・リースを提供することができ、

最低5千万UDIS^{*1}の資産金額といったような一定の規則基準を満たした上でファイナンス・リース契約を提供することが認められている。

*1 UDIS: 投資単位 (UDIs) は、住宅ローンないしは商取引行為または財務活動全般の債務義務を清算するために使用されるメキシコ中央銀行が定める価値の単位であり、債務の現状評価価格を表す。IUDI は、2013年6月5日時点で、4.95 ペソまたは 0.38 US ドルである。

- **SOFIPO (民間金融会社)**

SOFIPO (民間金融会社) は、CNBV の認可を通して事業を行う可変資本株式会社として設立された金融会社である。SOFIPO は、当該機関の株主及び顧客へのサービス、並びに国民貯蓄信用法の規定に準じたファイナンス・リースを提供するために認可されているその他のサービス提供が認められ、その目的達成のために必要な動産及び不動産に対するオペレーティング・リースを提供することが可能である。

- **ユニオンクレジット (信用組合)**

ユニオンクレジット (信用組合) は、CNBV の認可を通して事業を行う可変資本株式会社として設立された金融機関である。ユニオンクレジットは、自身の会員のみサービスの提供を行う機能を持ち、自身の会員との間でのみファイナンス・リース契約を行い、当該契約による利益を得るためにサービスを提供している (CNBV が認可する事業規模により 300 万 UDIS 以上はレベル II、500 万 UDIS 以上はレベル III となる)。現在、オペレーティング・リースの提供は認められていないが、2013 年度の改正議案に当リース提供の認可要件が含まれており、審議中となっている。

- **有限目的金融会社 (SOFOLLES)**

SOFOLLES (有限目的金融会社) は、特定の活動に対するクレジットの提供のために特化された株式会社である。たとえば、不動産担保ローン、消費財ローン、自動車ローン、農産物加工、小額クレジット、中小企業融資、資本財ローン、輸送等の多岐にわたる。当該活動を行うにあたっては、銀行法国家証券及び仲介登録所に登録される債務商品を通じ市場から資金を確保する機能を持つ。また、銀行融資を得ることができ、ファイナンス・リースを提供することもできる。2013年7月19日、事業継続の認可が消滅したため、これらの多くの機関は、SOFOM 制定時に SOFOM 非規制会社に移行しており、現在まで CNBV の登録に残っていた SOFOLLES 企業は 12 社のみであった。

非規制対象セクター

- **SOFOM 非規制会社 (非規制対象多目的金融会社)**

SOFOM 非規制会社 (非規制対象多目的金融会社) は、クレジットの譲与、ファクタリング、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースの提供ができる認可を持つ法人機関である。市場から資金を確保することは全面的に禁じられている。金融機関または金融機関の関連会社との資本関係がなく非規制対象セクターに属している。そのため規制会社の管理規則と比較して大幅に緩和された最低限の管理基準に従うことにより、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースを提供するための実質的業務が可能な法人格にある。

- **S.A. (株式会社)**

S.A. (株式会社) は オペレーティング・リースの提供が可能であり、この市場に多くの企業が参入している。この形態はメキシコ法令に基づいて、その事業目的の範囲の全てを遂行できるため、事業関係者が事業の法的形態として最も活用する形態である。

ここで考慮すべき点は、LGOAAC (金融機関補助活動一般法) 第 87 条 B は、会社定款上の主要な事業目的に、日常かつ専門的なファイナンス・リース活動の遂行を明示している企業は、SOFOM 非規制会社に変更されるべきであると定めていることである。

- **A.C. (社団法人)**

A.C. (社団法人) は、文化、教育、宣伝活動、スポーツ、ないしは同様な性格の目的に向けて個人により組織された法人格を持つ非営利目的の民間団体であり、会員と第三者の間で社会文化活動を推進する目的を持っている。国際条約に基づいて、更に条件に従うことで当該機関は損金算入可能な贈与を受けることが可能となっているが、リース、金利、配当といった項目による収入、または社会的目的から外れる活動による適用外の収入を得ることはできない。僻地において会員に対するリースを提供している。

- **S.C. (財団法人/パートナーシップ)**

S.C. (財団法人/パートナーシップ) は、経済、文化、社会的要請、宗教、スポーツ、生産活動、知識の習得といったあらゆるテーマにおいて、個人と国家の間の仲介役としての役割を担う任意かつ社会的民事組織及び機関の総称である。この団体の定義には協会及び財団といった公益団体または非政府団体という条件が含まれる。また、専門的な役務提供等における共同の目的を持つ個人が設立するパートナーシップもこの形態に含まれる。社員に対するリースを提供している。

- **S. de R.L. (有限責任会社)**

S. de R.L. (有限責任会社) は、株式会社としての制限及び制約を削除するために発生した中間的営利団体である。社員の参加において、株式を通してではなく会社持分または利益持分を通して代表される出資額に従う。オペレーティング・リース及びファイナンス・リースを提供する権限が与えられている。

上記のとおり、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースの両方のリースを提供しようとする場合には (オペレーティング・リースは管理当局に対して登録すること以外の管理規制はなく S.A. の名称でサービス提供が可能)、これを行うための適切な形態として SOFOM 非規制会社とすることが望ましいという法規制がある。SOFOM 会社が銀行等の金融機関と関連性を持つとすれば、規制会社となり、銀行と同様の規制管理責任を負うことになる。

非規制対象セクターは金融セクターの中でも非常に緩やかな規制管理下にあるが、全ての会社に一般に適用される税務当局による監査、資金洗浄に関わる適正管理、移転価格法令の遵守、及び CONDUSEF (全国金融サービス利用者保護委員会) による利用者からの苦情に関わる管理監督 (金融セクター全てに義務付けられている) を受けることになる。

SOFOM 非規制会社は、メキシコにおける金融の活用を促進し、利用しやすくするために連邦政府による限定的形態として 2006 年にこの分野の機関が登場してから、この形態による事業

所の数と関連税収は急激に増加し、年間 45%の増加率となっている。会社総数は CONDUSEF による 2013 年 5 月 30 日時点の報告では 4,162 社に上っており、ファイナンス・リース、並びにオペレーティング・リース市場での更なる拡大が予測されている。この形態は、オペレーティング・リース及びファイナンス・リースの両者の提供が認可されており、メキシコ中央銀行によれば、リース事業者は規制管理面における有益性を活用してこの SOFOM 非規制会社形態に移行しつつあるとのことである。

また、市場における状況から推察すると、一般的に S.A.企業が経済的に成長するとファイナンス・リースを提供し始め、SOFOM 非規制対象会社に移行するといえる。

II. メキシコにおけるリース

1. リース事業の歴史

リース事業は、オペレーティング・リース（賃貸借）がその始まりであり、スペインの征服者が持ち込んだスペイン法令規則を通してメキシコにもたらされ、その条令は 19 世紀の半ばまで継続した。1871 年に最初の民事法典が制定され、これがメキシコ独自の法令となった。この民事法典第 3 卷第 20 章については、アントニオ・デ・ヘスス・ロサノ^{*2}がリースの分野に関するかつての学説と法令規則を適切に修正した上で、詳細に、そしてほぼ完璧なまでに規定している。1884 年の民事法典は、リースに関してその前身が定めていた規定内容を実質的に書き換えている。

^{*2} アントニオ・デ・ヘスス・ロサノ：メキシコ法令及び判例の適正辞典。1991 年連邦自治区最高裁判所発行。
181 ページ目。

1871 年から 1970 年までの 100 年間は、オペレーティング・リース形式のみが行われていたことから歴史的に特筆すべき事象はない。

メキシコにおけるリースの活動は、最初のリース提供者が、輸送機材の小規模団体に特化した国内外の金融業者と提携した 1960 年代末に始まった。この時代には特別な税務上の法令が存在しておらず、会計面でのあらゆる有利性を適用し、会社は急成長することになった。

AMSOFAC（Asociación Mexicana de Sociedades Financieras de Arrendamiento, Crédito y Factoraje, A.C.：メキシコリース・クレジット・ファクタリング協会）の資料によれば、メキシコのファイナンス・リース事業は 70 年代から、外国の金融機関のバックアップを受けて事業が発展し始め、その成長はメキシコで経済危機が発生し、銀行の国有化が進められファイナンス・リースが減退を示すことになった 1982 年まで続いた^{*3}。

^{*3} 情報の出展は <http://amsofac.org.mx/> を参照。

歴史的にメキシコにおけるオペレーティング・リースの先駆者となった会社は 1973 年に設立された Volkswagen Financial Services であったと理解されている。米国では 50 年代に U.S. Leasing Corporation が生まれ、この会社は、リース提供者の目的が生産ではなく、ファイナンス・リースを通じた金融仲介サービスを提供することであり、現在知られているファイナンス・リースと非常に酷似した契約事項や制約条件を提供していた。従って、メキシコにおけるファイナンス・リースが米国と同様となるには時間を要したことになる。

AMSOFACは、1975年7月2日にAsociación Mexicana de Sociedades Financieras de Arrendamiento (メキシコリース事業者協会)として設立した。その目的は、ファイナンス・リース提供者、オペレーティング・リース提供者と中小零細企業間の情報交換を行い、これら事業者と更にはメキシコのリース産業全体に利益をもたらす措置及びイニシアチブを推進することである。また、会員であるリース業者等に対するサービス提供も行っている。現在、AMSOFACの会員となっている機関は45社存在する。

その他、リース市場で現在活動している主な協会は以下のとおりである。

- 1992年設立のAMEAP (Asociación Mexicana de Empresas de Arrendamiento Puro, A.C. : メキシコオペレーティング・リース事業者協会)。国内経済の成長段階において、市場を獲得し、会社が求める資本財の要請に対してリース事業者セクター保護の立場からオペレーティング・リースを定着させることに向けられた活動を統一することを目的に設立された協会。
- 1994年設立されたAMSFOL(主としてSOFOL分野の協会)が2006年にSOFOL、SOFOM、リース事業者、ファクタリング会社、その他特殊金融仲介業者を取り込みAMFE (Asociación Mexicana de Entidades Financieras Especializadas : メキシコ特殊金融事業者協会)として改組。現在、会員は40社。
- 2007年に設立されたASOFOM (Asociación de Sociedades Financieras de Objeto Múltiple en México : メキシコ多目的金融事業者協会)。提携する金融仲介業者は約180社。このうち127社はSOFOM企業。

これらの協会機関は全てのリース事業者セクターをグループ分けしているわけではなく、例えば、SOFIPOやSOCAPといったクレジット補助機関は含まれておらず、更に、オペレーティング・リース及びファイナンス・リース(主たる活動でない場合に限るファイナンス・リース)を扱っているS.A.(株式会社)、A.C.(社団法人)、S.C.(パートナーシップ)及びS.de R.L.(有限責任会社)形態の企業も含まれていない。

1975年から1982年にかけては、ファイナンス・リースは、工業、商業及びサービス産業セクターに向けた国内レベルでの近代化、そして取り分け中小企業のための決定的な要素となって、強化と成長の時代を経験した。税務面でも重要な事象のひとつとして、1981年に連邦税務法典にファイナンス・リースの名称が登場し、税法に適用されるべき規定が定められた。

1982年、今日有効となっている銀行法の改正に従い連邦税務法典が改正された。ファイナンス・リース契約は、法的に商取引上の権利と金融機関側の権利に基づく個別契約となり、リース事業者として運営するためには大蔵省及びメキシコ中央銀行の認可を得た上で、CNBV(国家銀行証券委員会)による事業活動の監視が義務付けられた。この認可は、2013年7月19日を以ってその機能を終え、ファイナンス・リース事業のために大蔵省から認可を受けていた金融機関は、その多くが法的資格を変更し、大半の企業はSOFOM規制会社及びSOFOM非規制会社に移行することとなった。これは両者ともファイナンス・リース事業が可能であるが、SOFOM非規制会社の場合にはオペレーティング・リースも可能であり、緩和的な規制管理下で行えるということになる。

80年代は、オペレーティング・リース企業の事業運営には特別な許可を求められることはなく、今日まで、この事業形態に対する特定の税務体制も存在していない。この状況の背景には、

オペレーティング・リースを提供する企業の多くは S.A.、S.C.、A.C.、及び S. de R.L. であり、一般的に、製造業、サービス業及び商業分野を扱っているという現状が推定される。

1982年9月、銀行が国有化され、ドルに対するペソの価値が暴落し、メキシコは経済危機に突入した。この状況下、多くの顧客を有し、主にペソ建てによる債権が大きい外国資本のリース事業者が影響を受けた。AMSOFAC（メキシコリース・クレジット・ファクタリング協会）は、財政当局の支援を受けてリース事業セクターのために為替調整特別プログラムを立ち上げ、その連携を通して一部はこの危機からの脱出に成功した。

銀行の国有化に対して、ミゲール・デ・ラ マドリッド大統領（1982-1988）の6年間は半国営セクターの規模縮小の努力が続けられた。最も大掛かりで、また最も異論の多い民営化計画は、カルロス・サリナス大統領（1988-1994）の政権時代に行われ、この計画の中で商業銀行の民営化案が受け入れられ1989年から1990年の間に実施された。

カルロス・サリナス大統領在任期間中の1992年12月17日、メキシコ、米国及びカナダの3国間でNAFTA（北米自由貿易協定）が調印され、これにより1993年にSOFOL（有限目的金融会社）が誕生した。これは協定締結交渉の場で、金融セクター開設の考案及び計画を実施に運ぶ目的で、米国で既に存在していたノンバンク銀行に相当する排他的目的ないしは限定的目的の金融仲介業をメキシコに設立する話が持ち出されていたためである。

現在は、多目的金融活動が可能であるSOFOM規制会社とSOFOM非規制会社の形態が市場を占有し始めており、SOFOLはメキシコ市場から消滅しつつある。

1994年、「12月の誤算」^{*4}と呼ばれたメキシコで発生した経済危機は、金融システムに著しい影響を与えた事象であった。この事態は、徐々に迫り来る将来的な危機に対する予防措置の結果としてもたらされたもので、運営していたファイナンス・リース会社61社は2006年度には僅か28社のみとなり、消滅した33社は、倒産したり自身の金融グループ会社に吸収されたりすることになった。

^{*4}12月の誤算：メキシコにおいて1994年に発生した通貨危機による経済的影響は、「テキーラ・ショック」と呼ばれた。メキシコにおいては「12月の誤算」としても知られ、これはカルロス・スリム大統領の就任期間6年間の経済方針に対するものではなく、Ernesto Zedillo Ponce de León 大統領の就任直後に執った見通しの誤りによる危機の発生であるとみなされ、この表現も用いられるようになった。

2. リース事業セクターと今日の管理規制

NAFTAの締結後、「12月の誤算」から結果的に生じた通貨危機の発生は、リース事業者セクターが、この時代の経済状況に対して恩恵をもたらし、また、国内外の経済における将来的な変化に対応するための強化を図ることを目的に規制管理が強化され、近代化を歩み始めることになった。しかしながら、規制強化の流れは、LGTOC（証券及び信用業務に関する一般法）、LGOAAC（金融機関補助活動一般法）、LISR（所得税法）、LIVA（付加価値税法）、CFE（連邦税務法典）における多くの規定改正が定められた政令が官報に公示された2006年7月13日までであった。

この政令においては、2006年6月時点で28社あったファイナンス・リース事業者のみを対象とせず、ファイナンス・リース事業を規制事業から外し、且つ、信用事業の拡大と金融コス

ト削減を目的に大蔵省（SHCP）の認可を受けることなく誰もがリース事業を行える形態に変更した。これに関連する条項により、会社約款の中で規定している主要事業目的が、ファイナンス・リースの場合には当該政令を通して正式に設けられた資格である SOFOM 非規制会社の場合を除いて変更となり、SOFOM 非規制対象会社には、規制対象金融機関と比較して極めて緩和的な管理規則が適用されることとなった。

CNBV（国家銀行証券委員会）が公式インターネットサイト、年報、及び書籍を通じて公示している情報によると、2006年6月時点で事業を行っていたファイナンス・リース会社28社のうち、現在、以下の4社のみが事業を継続している。

- Arrendadora Ve por Más, S.A.（信用補助機関、Ve por Más ファイナンス・グループ）
- Arrendadora Banamex, S.A. de C.V.（信用補助機関、Banamex ファイナンス総合グループ）
- Arrendadora Afirme, S.A. de C.V.（信用補助機関、Afirme ファイナンス・グループ）
- ING Arrendadora, S.A. de C.V.（信用補助機関）

既述のとおり、ファイナンス・リース事業のためにファイナンス・リース事業者が取得すべき大蔵省による認可とその有効性に関しては、2006年7月19日付の官報に公示された金融諸法令を改正する暫定条項に基づいて2013年7月19日を以ってその有効性が終了したため、その事業の継続は当期日までとなる。したがって、上記に示したファイナンス・リース事業者4社の多くは、2013年7月19日以降もリース事業を継続する場合には、SOFOM 規制会社または SOFOM 非規制会社に移行することとなる。

リース事業セクターが財からファイナンスへの特化の過程を開始したことが、経済及び地域セクターに対する変革をもたらし、製造業、サービス業、商業の分野に加え、第一次産業においても重要な機械に対するリースが存在するようになった理由と考えられる。

2013年5月、メキシコ上院において、国民に対する金融サービスの提供と地方自治体の生産物に関わるセクターへの金融サービスの利用を促進するために、「規制管理強化及び継続的代替案に向けた措置に関する提案」とする金融分野及びその他の分野の管理規則の改正案が提出された。

本改正案におけるリース関連の重要な点は以下のとおりである。

- SOFOM 非規制会社の設立には、改正金融法が CONDUSEF（全国金融サービス利用者保護委員会）によって良好である旨の意見書を備えなければならないと定めている以上、更に厳格な規則を設けるべきである。
- SOFOM 非規制会社は、少なくともその事業活動に関するクレジット情報につき、クレジットビューローに情報を提供する義務を有する。現在、クレジットビューローに報告を行っている SOFOM 非規制会社の割合は極めて低いため、当改正を機会にクレジットビューローが、銀行が扱っていない債務者や既にこれに報告されているその他の者に関して持っている情報が完備される。
- CNBV 及び BANXICO（メキシコ中央銀行）の権限強化。両機関は、SOFOM 非規制会社に対してその機能と共に CNBV、CONDUSEF 及び BANXICO の機能の適切な遂行のために情報を求める権限を持つこととし、統計資料の目的のために SOFOM 非規制会社に情報を請求することができるようにする。この点が承認されれば、現在は SOFOM 非規制会社 4,162

社が当局に対して統計情報を提出していないため、メキシコの金融システムにおける情報は大きく前進することが可能となる。

- 法令への追加規定に関しては、クレジットユニオンに対して認められる事業としてオペレーティング・リースを含め、併せて全ての金融機関の融資を受けることを認め、その主体的事業はクレジットであるとする内容を組み入れる。

注意すべき点として、これらは「改正案の発議」であり、上院による改正案である。しかしながら、金融分野に比率をおいた関連当局側の努力が反映されている点とファイナンス・リースに関する議題を討論のテーマに据えた点は評価され得るものといえる。

3. リースの市場

ファイナンス・リース事業に向けた設立及び運営のための大蔵省による認可の効果が 2013 年 7 月 19 日を以って消滅するため、以下のとおり、ファイナンス・リース事業者の取扱いは 7 年間で約 80%減少している。

- 2006 年 7 月時点のファイナンス・リースの取扱高：1,843,208,955.00 US ドル。
- 2012 年第 2 四半期のファイナンス・リースの取扱高：253,683,660.60 US ドル。

ファイナンス・リース事業者 4 社を除き、ファイナンス・リースを行うことのできる会社の数は、以下のとおりである。

- 普通銀行（44 行：うち 3 行がファイナンス・リースを提供している）
- SOFOM 規制会社：24 社
- SOCAP（組合企業）：70 社
- SOFIPO（民間金融会社）：33 社
- ユニオンクレジット（信用組合）：126 団体
- 有限目的金融会社（SOFOLES）：12 社
- SOFOM 非規制会社：4,162 社（2013 年 5 月 30 日時点）

上記の会社が提供しているファイナンス・リースに関する統計データは存在しない。しかしながら、SOFOM 非規制会社が 2012 年 8 月時点の 2,856 社から、わずか 1 年足らずの間に 45%の増加を示していることから（これらのすべてがリースを提供しているとは限らないが）、SOFOM 非規制会社が、現在のメキシコにおけるファイナンス・リースの主要な提供者であると判断できる。

ファイナンス・リース市場において、規模の大きい企業は以下のとおりである。

- Liquid Capital（docuformas グループ）：SOFOM 非規制会社。1996 年に設立。現在、カナダと米国において事業を行い、テクノロジー分野のリース事業を展開して HP、東芝、Philips、Lexmark などと提携している。
- CHG Meridian：S.A.特殊形態である S.A.P.I.（投資株式会社）となっている会社。その特殊性は、自身の株式をメキシコ証券取引所において売買できるという点にある。1993 年に設立され、あらゆる種の資産に関連したリースに特化しサービスを提供している。その対象となる資産にはハイテク機器、産業用機械、緊急車両、小型車、配送用機器、ファークリフト、建設用機器等がある。

- **CSI Leasing** : 会社の形態は **S. de L.R.**。1972 年に米国で開始した IT 関連のリース産業の先駆者。メキシコにおいてはテクノロジー関連のリース事業を行い、世界 30 カ国以上に顧客を持つ。
- **Unifin** : **SOFOM** 非規制会社。メキシコ市場で 18 年以上の事業経験を持ち、自動車リース事業に特化された会社である。
- **Water Capital** : 12 年前に設立された、環境保護セクターに向けられたオペレーティング・リース事業に特化した会社。オペレーティング・リース及びファイナンス・リースに加え、事業の必要に応じてサービス分野に必要な融資提供も行う。
- **Value** : **SOFOM** 非規制会社。公表されている会社の中でファイナンス・リース取扱高の最も高い会社のひとつ。提供しているファイナンス・リース及びオペレーティング・リースのサービスの中には、輸送用機器、産業用機械、製造業・商業用不動産財、コンピュータ機器、動産財及び一般機器などがある。

なお、オペレーティング・リースを取り扱う **S.A.** (株式会社)、**A.C.** (社団法人)、**S.C.** (パートナーシップ) 及び **S. de R.L.** (有限責任会社) の会社数は不明である。

4. リースの種類とメリット

(1) リースの定義及び種類

公式定義に基づくメキシコにおけるリースは、「対価を通して第三者に財の使用または享受を一時的に移転する義務を持つ人の財の賃貸」とされている（下記「**LGTOC**（証券及び信用業務に関する一般法）第 408 条のファイナンス・リース契約の定義」を参照）。

企業がリース手段を適用する主なメリットは、課税面、恒常的な機器の最新化、並びに購入価格より廉価な動産財及び不動産財の使用または運用である。

リース・コストは、一括または分割払いによる支払額合計で設定することができる。メキシコにおいては、企業の多くは中小企業から成り立っており、これは製造業、サービス業及び流通業の分野にも見られる。この 3 セクターで金融活動及びリース活動の最も重要な部分を占め、これは **CNBV**（国家銀行証券委員会）のデータが示すメキシコにおける融資合計のほぼ 60%、そしてメキシコ中央銀行の発表したデータによれば、規制対象リース事業者が行うメキシコにおけるリース事業のほぼ 90% を占めるという結果となっている。一方、第一次産業の占有率は非常に低く、**CNBV** のデータによればメキシコにおける融資の 1.39%、メキシコ中央銀行の調べではメキシコにおけるリース事業の 1% 未満である。

主要なリース活動にはオペレーティング・リースとファイナンス・リースの 2 種類があり、これらは広く利用されている。

①オペレーティング・リース

オペレーティング・リースは、定期的な支払いを通して行われる動産または不動産財のリースである。契約の終了を以って、リース事業者に財を返却し、両者の義務は終了する。

②ファイナンス・リース

ファイナンス・リースについては、LGTOC（証券及び信用業務に関する一般法）の第408条において、ファイナンス・リースの契約が以下のとおり定義されている。

「...リース提供者は、決定した財を取得し、設定された期間で個人または法人契約者にその財の使用または一時供与を提供する義務を持ち、受益者である個人または法人は、財の取得価格、資金負担、その他設定された付随費用をカバーできる計算された金額または計算可能な金額を合意に基づいて分割払いで清算する対価として支払う義務を持ち、本法第410条が定める契約期限完了時の幾つかのオプション規定を受け入れる義務を持つ」

ファイナンス・リースは、上記のとおり、形式的かつ一般的に受け入れられる定義を以って構成されており、この定義はCNBVによる規定であるため最も適格性が高いことから、公式定義となる。

LGTOCの第410条に準拠するファイナンス・リース契約とみなされる条件は以下のとおりである。

- リース終了後、契約書に定められる取得価格を下回る価格による財の購入。特に定められていない場合は、契約書に定められる条件を基準に購入期日の市場価格を下回るものであること。
- 契約書に定められる条件に基づく定時払い金額を下回るリース料を支払った上で財の使用または一時享受を継続するための期間延長をすること。
- 契約書において合意された比率及び契約事項で第三者への財の販売に関し、リース提供者とともに参画すること。

③会計上のキャピタル・リースとオペレーティング・リース

NIF（メキシコ財務報告基準）に基づくリース会計基準では、リース契約上でリスクと財の本来の便益が使用者に移転されていないかどうかの評価の基準となる。リース契約が、リスク及び便益をリース提供者から使用者へ移転されているとみなせる場合にはキャピタル・リースと理解され、それ以外の場合、リースはオペレーティング・リースとして扱われる。

リースに適用されるこの形式は、SOFOM 非規制対象企業によって行われるリースの会計効果のためのもので、キャピタル・リースの扱いなのか、オペレーティング・リースの扱いなのかは、リース契約の契約満了時に財の購入の選択肢が存在するかどうかで認識することができることになる。

(2) リースの種類別メリット

①オペレーティング・リース

《税務面》

リース料は100%所得控除可能で即時控除となり、資産はオフバランスとなる。メキシコにおいてこのリース形態が多くの企業に活用される理由は、オペレーティング・リースが徴税管理局の定義する税務上の概念において基本的には損金として控除可能というメリットを持つことが主な理由のひとつとなっている。この状況は、企業が購入を意図しない財の使用が認めら

れ、その一方で、同じタイミングで税務上の効果が得られることになることで、活用に向けた環境を更に高めている。

なお、一般規定に定められるリース料が 100% 損金として控除可能であるということは事実であっても、所得税法第 32 条第 XIII 章には損金算入条件が含まれており、航空機及び船舶のリース、連邦政府の認可または許可のない住宅開発といった商業上の開発については、所得税法規定が追加的に定めている条件に準拠する場合に限り、控除が可能となる。

航空機リースの場合には、1 日あたりのリース金額 7,600.00US ドル相当額までが所得税計算において控除の対象となる。また、保養施設のリースに対しては本件の効果に向けた控除は一切適用されない。上記航空機リース控除上限は、主たる活動が航空機輸送である納税者には適用されず、それ以外の納税者に対して適用される。

自動車の場合には、1 台につき一日あたり 165.00US ドルまでの自動車リース料の支払で、且つ、1 台当たりの累計総額が 175,000.00US ドルまでについて控除が可能である。但し、納税者自身の活動において必要不可欠であることが考慮される。

《金融面》

投資額の 100% のファイナンスが可能となる。この中で注目すべき点は、主要財の付属品（例えば、車両のオーディオ機器、トラックの荷台のほろ等）についてはリース契約者の財務状況と良好な借入資本比率のレベルに応じた期間で合意できる柔軟性があるということである。

このメリットは、例えば、未だリースの金融的な恩恵をほとんど受けていない林業等の領域が残っているメキシコでは、異なる潜在的分野において事業拡大の可能性を秘めている（メキシコの規制対象企業による融資総額の僅か 0.01% に過ぎない）。

これらの分野は、目的を達成するために高度なテクノロジーと特殊機器が求められるが、前章で説明した地方の状況を考慮すると、何らかの金融面の支援なしに機材を購入することは困難であるという理由があるため、リースはこの市場に向けた実現可能な選択肢と判断される。

《経営管理面》

会計上、リース料は費用として直接計上されることから管理が簡単であり、また、数年ごとに更新するため、常に最新技術の使用が可能となる。運輸分野に関しては老朽化した車両の維持コストを削減することができる。

これらのことにより、会社の管理負担が低減され、事業の拡大に向けられる。メキシコの小規模企業は、安定性と存続性について国内市場の変動に影響されやすく、また顧客とサプライヤーに強く依存しているため、競争力を失わないよう常にキャッシュフローに注意を払う必要がある。従って、経営管理面のメリットで記述したとおり、オペレーティング・リースの活用を更に推進することにより、モデルの陳腐化によって交換せざるを得なくなる場合の資金負担を回避し、またメンテナンス・コストも発生する機械、特殊機器、輸送車両を購入する必要性をなくすことになる。これは、競争力を維持するために、多様性及び革新性が求められ、新たなチャンスを探している中小企業にとって大きな利益となるものと理解される。

②ファイナンス・リース

《税務面》

リース契約者は、固定資産の税務償却が可能で、また、支払金利の 100%を金融費用として控除可能であり、リース料の支払いに従い資産に対する付加価値税がリース期間中にわたり納税される。リース契約者は、維持費、修繕費、サービス料、燃料費、保険料などのようなリースされた資産の関連費用を控除することができる（オペレーティング・リースの場合も同様）。車両の場合には平均 388.84 US ドルまで控除が可能。リース提供者は法定所有者であり、リース契約者は「税務上の所有者」となる。そのため所得税法及び付加価値税法に基づいて、貸借対照表上に固定資産として計上できる。リース契約者は、不動産（年間償却率 5%）、輸送車両（同 25%）、機械機器（同 10%）など資産の種類に応じて、減価償却を通じ資産に関する税務及び会計上の恩典を受けられる。これはリース料 100%に対して控除が認められるオペレーティング・リースに比べ不利なものとなる。

《財務面》

リース契約者は財や資産の取得に自身の資金投入が不要。メキシコの市場はその大部分が中小企業で占められていることから、リースという手段は、高騰するコストを伴う資産購入、管理統制、維持調整というリスク、また購入を決断するための前提となる利益の獲得が生じる前に機械が陳腐化してしまうといった状況を回避し、適合した技術とツールを用いて自身のサービスを遂行するまたは提供すると言ったことが可能となるための一つの重要な選択肢となる。一方、リース提供者にとっては、財の購入という選択肢（義務ではない）を提供することで、未払い、支払遅延、破産を含めたリスクが軽減される。

リース提供の税務恩典及び上記に記載したメリットは、主として製造業及びサービス業セクターで利用されている。但し、この分野の中で依然扱われてない市場が存在することや第一次産業の市場に進出する機会があることは考慮すべき点である。なお、異なるセクターの企業においては、自動車リースにおけるファイナンス・リースの税制面の恩典が一般的に活用されている。

Ⅲ. 法的管理規制

1. 外国資本または外国籍リース事業者に対する管理規制

契約面に関して、金融機関の形態を持つケースに対して適用される管理規制は、規制対象機関であるか、非規制対象機関であるか、または特殊な扱いを受ける金融機関であるかによって異なる。

例えば、多目的銀行に対する規制は広域な契約分野にわたり、またファイナンス・リースを提供するためには（オペレーティング・リースの提供はできない）、銀行機関に適用される条件の全項目を網羅する必要がある。ファイナンス・リース活動を含むあらゆる活動の運営資金として開始時の資本金は最低 5,400 万 US ドル（IUDI は、2013 年 6 月 5 日時点で、4.95 ペソまたは 0.38 US ドル）を準備する必要がある。

SOFOM 非規制会社は、広範な管理規則を充足する必要はなくファイナンス・リース及びオペレーティング・リースを提供できる機関であり、また設立も比較的容易である。

オペレーティング・リースは S.A. (株式会社) の会社形態による運営が可能である。この形態に関しては設立時点においてのみ唯一求められる必要条件があり、それは基本的に、資本金最低額およそ 3,927.7 US ドルを具備し、所轄当局に通知するため公証事務所に以下の情報を以って文書を作成することである。

- 使用したい会社名を 3 種類準備し申請。
- 申請者の住所。
- 会社住所。(定款上、税籍上、事業所の所在地)
- 株主/出資者及び取締役に関する一般情報。会社の株主/出資者が法人である場合は、設立、連邦納税者番号 (RFC)、法定代表者の住所及び一般情報。
- 株主/出資者及び取締役の住所の詳細情報。

S.A.に対するリース事業の契約上の規則は、たとえ CONDUSEF (全国金融サービス利用者保護委員会) のレビューに準拠することになっていても、リース契約者が不公正また不適正な立場に置かれる、あるいは虚偽的情報を与えられるような場合のために、基本的に偽装や不正な情報の発信を回避することを目的に定められており、そのため S.A. は管理規則に条件の定めがなくても市場における最高実践基準に従って運営することが示唆されている。

(1) 外資リース会社の事業認可

外国投資法はファイナンス・リースのケースに関する投資に向けた規定条項は何も定めていないが、SOFOM 非規制会社の事業を認めるにあたっては、株主が誰かを報告する必要がある。

S.A. (株式会社) はオペレーティング・リースのみしか認められていない資格に対し、SOFOM はファイナンス・リース及びオペレーティング・リースの両者を提供するための選択肢の一つとなる。

SOFOM 非規制会社の認可を受けるまでのステップは以下のとおりである。

《SOFOM 非規制会社 の設立ステップ》

- i. 会社定款にクレジット、リース及びファクタリング事業の活動を定め会社法の規定に基づき株式会社を設立。
- ii. 下記基準を満たし、CONDUSEF の認可を取得。
 - 融資事業者の登録 (SIPRES)
 - RECA への登録
 - RECO への手数料の登録
 - 特定団体としての設立及びその情報の登録 (REUNE)
- iii. 違法な資金活動を防止、発見できる体制を確保するための規定、並びにその責任者情報等を CNBV (国家銀行証券委員会) 宛に送付。

SOFOM 非規制会社が当局による規則を通じて遵守すべき義務は 以下のとおりである。

SHCP (大蔵省)	CNBV (国家銀行証券委員会)	CONDUSEF (全国金融サービス利用者保護委員会)
<ul style="list-style-type: none"> ・ VAT 支払 (月次) ・ 企業単一税 (月次) ・ 所得税支払 (月次) ・ 月次情報申告 ・ 年度申告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PLD マニュアル (年次) ・ 広報・管理委員会構成通知 (年次) ・ 遂行代表者選任通知 (年次) ・ 営業報告書 (四半期) ・ 異常取引報告書 (随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス提供登録 ・ 一般大衆向けサービス提供に係る契約者登録システムへの登録 ・ コミッションの登録 ・ コンサルテーション及びクレーム情報の報告

(2) 外資リース会社が行うことのできる事業内容に関する管理規制

外国投資法は、リースとの関連よりも外国人に向けた制限、または政府に留保される事業活動を規定している。

本法第 5 条では、以下はリース事業者であるかどうかとは関係なく、独占的保護活動に該当すると定められている。

- 石油及びその他炭化水素資源
- 基礎石油化学
- 電力
- 原子力発電
- 放射性鉱物
- 電報電信
- 無線通信
- 郵便
- (1995 年 5 月 12 日付官報により削除)
- 紙幣の発行
- 貨幣の鋳造
- 港、空港及びヘリポートの管理、監視及び警備
- その他の法規定に定める活動

外国投資法第 6 条では、以下に定める経済活動及び企業活動は、メキシコ人、またはメキシコ企業（外資系企業除く）に留保される活動であると定めている。

- 書類及び小荷物輸送サービスを除く、旅客、観光客及び貨物の国内陸上輸送。
- 小口のガソリン取引、及び石油液化ガスの配給。
- ラジオ、テレビ放送、及びケーブルテレビ配信。
- 本法令が定める投資開発銀行。
- その他法令が定める専門サービス及び技術サービスの提供。

- 外国投資は、本条項が定める活動及び会社に対しては、本法第 5 章の規定を除き、直接的に、また信託を介して、契約、協約、またその他何らかの管理支配または参加権を与えるいかなるメカニズムによっても参加ができない。

2. リース契約に関連する法規制

(1) リース契約に適用される法令及び規制

SOFOM 規制会社及び SOFOM 非規制会社に適用される LGOAAC(金融機関補助活動一般法)上のファイナンス・リース、クレジット・ファイナンス及びファクタリングの契約に関しては、以下の内容が定められている。

- **第 52 条.** 信用融資補助機関（ファイナンス・リース事業者、SOFOM 規制会社、SOFOM 非規制会社）の資産または負債に影響を与える全ての行為または契約、あるいは現在の債務または偶発債務を招く全ての行為または契約は、会計上すべて計上されなければならない。会計処理、関連帳簿及び文書、並びにその保存期間は、CNBV（国家銀行証券委員会）発行の一般規定に準じて管理されなければならない。
- **第 87 条 E.** 多目的金融機関が締結するファイナンス・リース契約、ファクタリング契約及びクレジット契約においては、適格な会計士が検証した返済計算表は、反証がない限り、各訴訟において立証書となる。
- **第 87 条 F.** SOFOM 規制会社及び SOFOM 非規制会社が提供するクレジット・ファイナンス、ファイナンス・リース及びファクタリング契約は、この金融商品に上項の計算書が添付されているものである場合には、署名の確認もその他の要件も具備する必要なく有効な流通証券となる。
- **第 87 条 J.** リース、ファクタリング及びクレジットの情報及び契約書は、大蔵省認可は必要ない。
- **第 87 条 K.** 当該セクターに対する CONDUSEF（全国金融サービス利用者保護委員会）の基準枠を適用し、多目的金融機関を設立するためには、CONDUSEF に対してその旨を設立登記後 10 営業日以内に文書で報告しなければならない。
- **第 87 条 M.** 分割支払金額、合計金額、決済方法及び期間条件、付随条件、利率及び金利換算率、返済合計額、その他の条件に関する情報は顧客に提供しなければならない。
- **第 87 条 N.** CONDUSEF は SOFOM に対して監視、検閲及び監督の権限を持つ。

上記条項の準拠に加え、第 87 条 K では PROFECO（消費者苦情検察庁）は RECA のシステムを通じ加入契約が登録されることを求めている。加入契約書は、取得される製品または提供されるサービスに対し、サプライヤーのみが作成する文書である。消費者負担という観点から、不相応、不公平または不合理的な義務条件、ないしは、履行が不可能な条件を含むことは認められない。

当契約書は、規範に違反する条件または乱用に値する定めは避け、適切な文字の大きさによる明瞭な表現を使用し、更に合意した条件は、クレジット融資契約締結時に顧客に引き渡される返済表に適切に反映されることとされる。契約書は 虚偽表示や融資利用者の誤解を招くものであってはならない。

また、CONDUSEF は、一般公示規定に、加入契約、公表及び返済明細表という条件を定め、下記3項目の基準においても、規範の遵守と CONDUSEF 推奨事項の準拠が考慮されている。

【必要最低条件】

文書が権利義務を適切に表現して作成されていること。

- 手数料と対象項目及び金額
- 金利及び決済期日
- 契約の終了の認識

【契約条件】

契約文書は明瞭な表現でかつ誤解を招く要素を含まないものである。

- 契約条項内の整合性
- クレーム手続
- 盗難または紛失に関する責任

【形式】

利用者の解読制限回避のための要素。

- 文字サイズは「8」以上の大きさと印刷
- 規定条項のサブタイトル
- 印刷上のコントラスト

(2) リース契約に関連する規制

契約上の権利と義務に関しては、関連規則上、広範な規定は設けられていないが、SOFOM 規制会社及び SOFOM 非規制会社に対して適用となる LGOAAC（金融機関補助活動一般法）の中では、以下のとおり、ファイナンス・リース契約において考慮すべき条項が定められている。

- **第 87 条 I.** 多目的金融機関が自身の顧客と契約を締結するクレジット・ファイナンス、ファイナンス・リース及び金融ファクタリング事業においては、金利の発生時、もしくは発生前後に当事者が契約を結んでいる場合のみ金利を資本化することが可能となる。
- **第 87 条 M.** クレジット・ファイナンス、ファイナンス・リース及び金融ファクタリング事業において、SOFOM 規制会社及び SOFOM 非規制会社は、以下を遂行する義務を持つ。
 - 契約者に対し、対価の内容、追加費用、決済方法及び決済までの期間、融資義務負担、付随費用、費用に応じては負担金額及び内訳全般、決済に向けた支払回数とその期限、契約期限完了前に取引を終了できる権利及びその際の条件、支払猶予期間を含めた金利、計算方式及び換算率、並びに割引率を事前に報告をする。
 - 固定金利が採用される場合には、各返済時における金利金額を契約者に伝える。変動金利が採用される場合の金利の調整方法は、SOFOM 規制会社及び SOFOM 非規制会社各機関が利率を独自に決定するものではなく、金利の調整方法に関する規定を契約者に伝え、契約者が容易に確認できるようにする。
 - 取引による返済合計額も契約者に伝えることとし、この場合、分割決済の回数及び金額、金利、手数料、及び所定の前払金またはキャンセル料といった項目も含めた負担額を適切に内訳を明示して行う。

(3) リース対価の回収手段

SOFOM 非規制会社に適用可能な規則は限定的であり、リース料の回収に関連して遵守する義務については金融サービスの透明化及び規範を定める法令に規定される。

- **第 17 条** 融資会社に対しては実質的な差別は禁じられている。以下が実質的差別とみなされる。
 - 限定された会社の顧客に対して取引契約を認めない行為。
 - 契約書上に定められた金額と異なる手数料を徴収する行為。
 - 顧客に対して会社のインフラの使用を認めない、またはその使用を阻止する行為。
 - 他社のインフラを使用する場合には、手数料からその支払分を差し引く、もしくは低い手数料を設定しなければならない。これらの処置は取扱いの差別とはみなされない。
 - 会社は、同一事象において顧客から一定の手数料以外のものを徴収する、また市場価格を超えるような顧客にとって明らかに不利な条件による手数料を適用することは禁じられる。

これらは銀行法、銀行単一通達、並びにメキシコ中央銀行の通達 22/2008 及び通達 3/2012 に定義され、銀行に対してその遵守が義務付けられたものではあるにしても、健全な運営方法として SOFOM 非規制会社が自身の事業方針に含めることが可能となっている。

金融市場には、主に 4 通りの回収方法が存在する。

【予防的回収方法】

遅延が生じていても支払いが継続している顧客に対して行われる回収方法。リース期限を知らしめるために契約者に遅延を知らせる。この徴収は通常、営業担当者が行う。

【事後的回収方法】

遅延日数が 1 日から 30 日までの顧客に対して行われる回収方法。この方法は通常、プロモータまたは幹部が行う。

【訴訟外回収方法】

遅延日数が 31 日から 90 日までの顧客に対して行われる回収方法。この方法は通常、プロモータもしくは幹部と法定管理人との間で行われる。これには以下のような方法がある。

- ・ 特別返済
- ・ 没収及び寄贈
- ・ 法定管理人によって作成される法的証書によるもの
- ・ 代物返済された財の売却による回収
- ・ リスケ
- ・ 法的協定を通じた回収：所轄の裁判所において作成された法的協約書

【訴訟】

遅延日数が 91 日以上の顧客に対して行なわれる回収方法。この方法は法定管理人が行うもので、所轄裁判所において契約者に対し申立書を提出する。以下の条件を提示し契約者と交渉を開始する。

- ・ 訴状による返済

- ・代物返済
- ・没収
- ・リスク

上記により確実に回収するためには、リース契約書を適切に作成し、SOFOM 規制会社及び SOFOM 非規制会社の場合には、CONDUSEF（全国金融サービス利用者保護委員会）の RECA システムにおける登録が必要となる。この方法を通じて有効な回収を行い、必要に応じ法的手段を行使できるようにするものである。上述のように、リース契約書に偽装がないことの保証として PROFECO（消費者苦情検察庁）による契約書のインターネットコピーのチェック、立証、保存が行われたとしても、SOFOM 非規制会社のための特別な管理規定は一切存在しないということに変わりはない。リースの回収プロセスを確実に実施するために必要な規定条項を契約書に含めて作成することは、事業者自身の責任である。

IV. 税制

1. メキシコの税制の概略とリース事業に係る税制

CFF（連邦税務法典）第 15 条に準拠し、ファイナンス・リースは、ある者が有形資産の使用または一時供与を他の者に所定期間を通して与える義務を負う契約である。

また、LGTOC（証券及び信用業務に関する一般法）第 410 条が定める選択肢に対応した決済が義務付けられている。

【LGTOC 第 410 条が定める選択肢】

- リース終了後に取得価格より低い価格による財の購入。
- これまでの支払額より低い金額によって一時使用または享受の期間延長を行う。
- リース事業者と第三者への転売価格の話し合いを行う。

LGTOC 第 15 条第 2 段落は、ファイナンス・リース取引において、対象となる契約は文書にて行い、それには取引している財の価格、及び契約された金利またはその決定に向けたメカニズムを明確に設定することを定めている。ここでいう契約とは、通常、LGOAAC（金融機関補助活動一般法）の規定に準拠する SOFOM 規制会社または SOFOM 非規制会社によって締結される契約を指す。

SOFOM 規制会社及び SOFOM 非規制会社は、所得税法第 8 条に基づき、全資産の最低 70% を占める、または全収入の最低 70% を占める当該事業活動から得た収入に関連し、会社の主要事業（クレジット事業、ファイナンス・リース契約、または金融ファクタリング）の勘定明細及び関連文書を備えなければならない。この 70% には、会社自身の他のビジネスによる活動から派生する資産または収入は考慮されない。

SOFOM 規制会社及び SOFOM 非規制会社は、上記で述べた規定条件を充足している場合に限り、金融機関の一機関としてみなされ、各金融機関に適用される税務体系に基づいて税務の取扱いが行われることになり、この条件に適合しない場合、その他の法人機関としての税務上の扱いとなる。

2. 法人所得税

(1) ファイナンス・リース

所得税法第17条では、現金、財、サービス、クレジット・ファイナンス、その他オペレーティング・リース及びファイナンス・リースから派生する金融事業者が受ける対価を含めた全ての報酬は税務上の課税所得となると定められている。

ファイナンス・リースの場合、リース事業者には、財の販売による対価と金融対価という2種類の収入が存在する。

そのため、所得税法第9条は、ファイナンス・リース活動における支払合計額と本来の取得価額との差額の利益を所得として考慮することが定められている。所得税法第20条第X項が、利益はその発生原因に基づいて累積収入として扱うと定めているためである。

ファイナンス・リースの財の売却によって得た収入に関しては、所得税法第18条第III項が、納税者（リース事業者）は、譲渡金額の全額回収時、またはその一部を回収した時のいずれかを収入計上時として選択できるという選択肢を定めている。

この選択肢は、リース事業者が締結しているファイナンス・リース契約内容の全てに適用されていることが条件となり、当該方法による税務処理を選択した場合は1回のみ変更が認められている。なお、2回目以降の変更については、最後の変更から5年待たなければならず、納税者が所得税法規則第14条規定（RLISR）^{*5}に定められる条件に適合する場合においては、この期間が経過する部分のみ変更が可能となる。

*5 25%以上の株式変動がある組織再編行為について

所得税法第45条Eの規定に関連して、年度の請求可能金額を所得として扱うという選択を行う事業者は、当初の所定期間で締結された金額の全額、または対応する契約支払額に関して、商品が販売された時点の売上原価の合計金額を控除するのではなく、当年度に受け取った収入部分に対応する部分までしか控除できない。

リース契約者については、所得税法第44条において、契約者は、契約書において財の価格として認識された金額を本来の取得原価としてみなすことが定められ、対応する年間償却比率で減価償却することが定められている。

リース契約者の控除について、ファイナンス・リース契約書において、以下の点を考慮する必要がある。

所有権移転条項を選択する場合、または期間の再延長を選択する場合、選択した手段に対応する金額は取得原価の追加部分とみなされるため、契約者は、当該金額をもとの原価の償却が終わるまでに必要な年数で割った数値の比率で控除することになる。

対象財が第三者へ譲渡された場合には、すでに税務上控除された金額から当該売却収入額を差し引いた金額と返済合計額との差額が控除可能となる。

(2) オペレーティング・リース

オペレーティング・リースの場合には、所得税法第18条第II項において、対価の全額または一部を回収する場合、仮に回収されていなくても対価が請求可能なものである場合、または対価を立証する証明書が発行されている場合にはその収入の発生時点で所得となると定められ

ている。

この場合、リース事業者は、リース契約対象財の取得原価を対応した償却比率で償却することとなる。

リース契約者に対する控除は、支払済のリース返済額となるが、その場合でも所得税法第 31 条において定められる控除条件の充足やその他の制限等を確認する必要がある。

3. 付加価値税（IVA）

(1) ファイナンス・リース

ファイナンス・リースは、財の売却とリース契約者への融資の 2 つから構成されるが、融資に関する部分は、付加価値税法第 14 条第 I 項に規定されるサービスの提供として扱われるものとなる。

財の譲渡及び融資によって生じる利益に対する付加価値税（IVA：英語では VAT）は、実際に回収されたとみなされた時点で課税される。これらは、定義上、金融機関に含まれない機関（リース事業者）に適用されるものである。

SOFOM 規制機関及び SOFOM 非規制機関のように所得税法第 8 条に定められる条件に準拠し金融機関の一部として扱われる会社の場合、所得税法第 18 条 A の規定により、発生した利益の実質価格^{*6}が IVA 計算のための基礎価格となる。なお、納税者は、実際の回収時点ではなく発生時点に基づく対価を基準に納税義務を負うことになっている。IVA は、付加価値税法第 18 条 A において定められる規定に基づき、一般税率 16% で計算された実質利益に適用して計算される。

^{*6} 実質価格は、該当期間におけるインフレ効果を減じた名目利益であることが示されているが、付加価値税法第 18 条 A が定める規定に基づいて計算されるものである。

上記とは別に、定義上、金融機関とみなされる会社（リース事業者）で、3 ヶ月間連続して金利を受け取っていない場合は、4 ヶ月目以降からその受け取りがある月までに発生した金利に伴う IVA の納税を繰り延べることが可能である。これは納税者が通常、一般大衆を対象にファイナンス・リースの契約を締結している場合にのみ適用されるものである。

リース事業者が契約者に転嫁する IVA は、契約者側では支払 IVA となり、相殺もしくは還付申請が可能となる。

(2) オペレーティング・リース

付加価値税法第 22 条で、行為が遂行された時点が、発生時点となることが定められており、それは提供者から見れば、対価を徴収する時点であり、言い換えれば、リース事業者がリース料の回収を実現する時点であることを意味している。

財の使用または一時供与のケースについては、契約された受取対価の額、及び財の使用または一時供与を受けるものが負うその他の賦課料、手数料、維持費、建設費、返済金、通常金利または遅延金利、違約金、またはその他の項目による金額がその課税対象となる。

財の使用または一時供与の提供によって発生する IVA の支払いは、それがメキシコに恒久的施設を持たない外国居住者の一時的な有形財の輸入の場合には適用されず（付加価値税法第 20

条第 IV 項)、従って、メキシコ国内への確定輸入に対しては輸入 IVA が発生することになる。

ファイナンス・リースのケースと同様に、リース事業者が契約者に転嫁する IVA は、契約者側では支払 IVA となり、相殺もしくは還付申請が可能となる。

4. 企業単一税

企業単一税法 (LIETU) 第 1 条に基づき、オペレーティング・リース及びファイナンス・リースは、企業単一税 (IETU) の課税対象となる。

IETU の計算に関しては、法令第 2 条規定において、財の譲渡、サービスの提供、または財の使用もしくは一時供与による受取対価、並びに財の取得者が負担する一定の税額、通常金利または遅延金利、違約金、法令規定において転嫁される税を除く前払金または預託金に該当するその他項目は課税収入とみなされる。

企業単一税法の第 1 条規定が定める活動に関する対価が実際に徴収された時点が所得の発生時点とみなされる。

控除に関しては企業単一税法第 5 条において、同法第 1 条に関連する活動を実施するため、もしくはその活動の管理のために使用する財の取得、サービスの利用または財の使用もしくは一時享受、あるいは IETU の対象となる収入に代わる財及びサービスの生産、取引及び販売活動を行うために必要なそれらの行為に関連して発生した費用のみが控除可能であると規定されている。IETU における控除は実際に支払われ、所得税に対して規定された控除条件に準拠し、更に企業単一税法第 6 条が定める要件を充足していることが条件となる。

上記に述べた費用は、IETU の納税対象者である譲渡を行う者、サービスの提供者、もしくは財の使用または一時提供者の場合にのみ控除が認められている。

(1) ファイナンス・リース

リース事業者は、対価収入が徴収されることが認識される時点、つまり実際に対価収入が徴収される時点で課税収入を認識することになる。

税務上の金融機関の定義に該当する会社の場合には、発生金利が課税対象となる。金融機関として扱われない法人企業に関しては、相互取引及び金融取引から派生する金利は企業単一税法上の課税対象ではないため、財の販売に関わるリース料の部分のみが所得になる。

リース事業者は、財の取得対価が控除時点で実際に支払われているという企業単一税法第 6 条が定める要件に準拠することで、財の取得価格を控除できる。

リース契約者は、支払いが行われ、金利が支払われていれば財の価格に関するリース料を控除することができる。但し、これについては、税務上、金融機関としてみなされる会社の場合を除き、利益は IETU の課税対象にはならないと当局が判断するため、契約者が係る部分の控除ができるのかどうかについては論議がある。

(2) オペレーティング・リース

IETU の一般規定の説明に関連して、リース事業者は実際に代金を徴収する時点のリース料を所得として認識しなければならないが、法令規定が定める要件、及び活動に関連する費用が

支払われていることといったその他の条件を充足することで、対応費用を控除することが可能となる。

リースによって提供される財の場合、所得税のような償却の扱いはなく、リース事業者は実際に支払って財を取得した時点で控除が可能である。

リース契約者は、リース事業者に支払っているリース料に基づいてリース料を控除できる。

V. リース会計

1. 会計制度の概要

(1) 上場企業に対する国際財務報告基準（IFRS）適用

CINIF（メキシコ財務報告基準調査開発審議会）は、2004年度に国際財務報告基準（IFRS）へのコンバージェンスを目標の一つとして、メキシコ財務報告基準（NIF）を会計基準として発行した。

2008年、CINIFは2011年までにIFRSとのコンバージェンスを達成するとして約定を受けられた。

一方、CNBV（国家銀行証券委員会）は、2012年度以降からはメキシコ証券取引所に上場する企業に対し、IFRS基準を採用することを定め、これに対応して自主的にCNBVが定める条件を充足し、2008年度以降、IFRS基準を前倒採用することが可能となった。

メキシコではIFRS基準を受け容れる方向にある企業が増えつつあり、それは、本社側の要求やCNBVの発行通達などによるものと考えられる。IFRS基準を採用する会社の責任者はこの基準採用の過程において深く関与する必要がある、その影響をうまく浸透させる必要が生じる。異なる企業環境にIFRS基準がもたらす影響を理解することは重要なこととなる。プラン策定のプロセスには通常、会計、税務、内部統制、管理規制報告、テクノロジー、インフラ整備及び組織化整備が含まれる。

最終的に、2009年1月、メキシコにおける財務諸表発行者（上場企業）はIFRSを適用するとして決議規定が官報（D.O.F.）に公示された。この規定は、IFRS基準で作成される財務諸表は国際会計基準審議会が発行する国際監査基準に従うとした条件をも定めたもので、この国際監査基準は財務諸表発行者や独立監査人にとって、また将来の会計プロフェッションにとって遵守すべき目標の一つとなっている。

(2) IFRSを採用しない企業に適用されるリース会計

ファイナンス・リース事業者は、「融資補助機関、両替所、信用組合、有限目的金融会社及び多目的規制金融会社を適用対象とする一般通達」によって会計面でも規制の対象となる。

IFRS基準を適用しない企業は、NIFが適用され、ファイナンス・リースの会計を定める boletín D-5 の報告を行う。

2. メキシコ財務報告基準 (NIF) に基づくリースの会計処理

(1) リースの会計区分

リースの会計認識のための区分は、リース契約の対象となる財に継承されるリスク及び便益が存在するか、移転されていないかの評価基準に基づいて判断される。リース契約がリース事業者のリスクと便益をリース契約者側に移転する場合には、このリースはキャピタル・リースと理解される。反対に移転されないものである場合には、オペレーティング・リースとみなされる。

なお、税務上は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分される。

①キャピタル・リース

以下は、単独でまたは他のものと組み合わせて、キャピタル・リースとなる指標を表わしている。

- a. リース契約により、リース期間の終了を以って資産の所有権が契約者側に移転される場合。
- b. リース契約者が、資産の購入が選択される時点で適正価格よりはるかに低い希望価格で資産を購入する選択肢を持ち、その選択肢の実行が確実な場合。
- c. リース期間が、リースされた資産の経済的耐用年数の大半を占める場合。(資産の所有権が契約終了時に移転されるか否かは問わず)
- d. リース開始時点で、リース料の最低支払額の現在価値が、少なくとも実質的にリース対象資産の適正価格と近似する場合。
- e. リースされた資産が極めて特殊であり、契約者以外はそれにかんがりの変更を加えなければ使用することができないものである場合。
- f. リース契約者はリース契約を解約することができるが、解約によって発生する損失がリース契約者にはほぼ負わされる場合。
- g. 資産の残存価格変動から派生する損失または利益がリース契約者側に帰する場合。(例えば、契約終了時に資産の売却価格と同等価格でリース料の返済等を行う。)
- h. リース契約者はリース期間の延長ができ、この延長期間は市場価格よりも相当低いリース料が設定される場合。

リース事業者がキャピタル・リースとして処理するためには、以下の2つの条件を充足する必要がある。

- a. 最低リース支払額の回収が確実に保証されていること。
- b. リース事業者の原因で返却ができなくなったというような重大な偶発事象が存在しないこと。

不動産リースに関して、リース事業者がキャピタル・リースとして処理するためには、追加的な条件が存在する。

②オペレーティング・リース

キャピタル・リースとみなされないための契約となっている。

(2) リースの会計処理

①キャピタル・リース

【貸手の会計処理】

- 最低支払額の合計額に保証されない残存価格を加えた金額は、未収金額と同等額のリース投資資産として計上される。投資総額と現在価値との差額は、利息相当額として処理されることになる。
- 現在価値を決定するためにリース事業者が使用する割引率は、リース契約における内部金利となる。
- リース事業者がリース資産の建設業者または販売業者である場合には、最低支払額の現在価値は販売価格として認識される。受取利息相当額は、債権残高に対して利子率を乗じる形で損益計算書に計上されている。リースは長期間であり、運営上のリスクと不確実性の要素を修正する必要性を考慮しなければならない。リース財の取得原価から残存価格の現在価値を差し引き、その他の直接コストを加えた金額は、収入計上期間における対応コストとなる。
- リース事業者がリース資産の建設業者でも販売業者でもない場合には、当該活動からの収入計上もコスト計上もされることは全くなく、リース資産の最低支払額の現在価値との間には本質的な相違が存在しない。この場合、当初の直接コストは投資総額の負担となり、利息相当額の認識に基づき損益計算書に収入が計上されることになる。
- 見積残存価格は、少なくとも年に1回は見直しが必要である。これによって永続的に低い価格となると見込まれば、計算対象年度の損益計算書へ当該損失が計上される。見積価格が高くなる場合には、調整を行う必要はない。
- リース契約の根本的な条件の変更に関するリース事業者の会計は、以下となる。
 - i. リース契約における変更が最低支払額の変更であって、新たな契約内容ではない場合には、最低支払額を受取残高及び見積残存価格を変更し、計上利益の調整が必要となる。
 - ii. オペレーティング・リースとして区分されるような本来の契約の条件そのものに大きな変更が生じる場合には、投資残高のネット額を取消し、当該変更時におけるリース資産の公正価値により計上しなおす。なお、その金額は市場価格を超過するものであってはならず、それらで調整された金額は対象となる期間の損益計算書で計上される。

【借手の会計処理】

- キャピタル・リース部分を資産及び負債として計上し、リース契約開始日の最低支払額の現在価値とリース資産の市場価格の間のどちらか低い価格を資産計上額とする。最低支払額の名目価格と資産計上すべき価格との間の差額は、リース期間の損益計算書に財務費用として反映されることになる。
- 最低支払額の現在価値の計算については、実際に契約書上において計算されているのであ

れば、内包金利を使用することになるが、そうでない場合には市場金利を使用することが余儀なくされる。リース契約者の開始時の直接コストは全てリース資産コストの一部として含まれる。

- リース料の金額に含まれるリース事業者が支払うリース資産の運用コストは、最低支払額の現在価格を計算し、リース契約者側でそれを除外し算定しなければならない。運用コストが確認できない場合には推定額が適用される。
- リース契約者は、所有している他の資産と同様の方法で計上された資産価額を減価償却する。但し、契約の終了時点でリース資産の所有権が移転されるといったような確実性がない場合には、計上資産は契約期間の間で償却されることになる。
- 発生するリース料は、計上された債務の残高に対し金利計算し、金利の支払額及び負債返済額に配分される。
- リース契約の当初の条件に関する変更は、リース契約者側において以下の手順で会計処理を行う。
 - i. キャピタル・リースとしての会計区分に影響を及ぼさない程度のリース契約書上の本来の条件の変更に合意する場合には、新たな最低支払額の現在価値とネット負債残高との差額による資産及び負債を調整した上で、本来の契約の利子率で新たな最低支払額の現在価値を計算する。キャピタル・リースがオペレーティング・リースとして区分されるような契約上の大幅な変更の場合には、対象期間の損益計算書に差額を反映させ、資産残高及び負債残高のネット額を貸借対照表上取消す。
 - ii. リース契約の更新または延長の場合は、以下の手順を行う。
 - a) キャピタル・リースの契約の更新または延長と捉えられる場合には、上記 1.の記述内容に基づいて計上を行う。
 - b) オペレーティング・リースの契約の更新または延長と捉えられる場合には、既存の契約はキャピタル・リースとしてそれが消滅するまで計上を続けながら継続され、契約の更新または延長は他のオペレーティング・リースとして計上される。
 - iii. リース契約の解約の場合には、対象期間の損益計算書に差額を反映させ、貸借対照表上の正味の資産額及び負債額を取り消す。

【貸手の財務諸表の表示】

- 利息相当額はリースにおける投資原価額を控除して表記する。
- リースにおけるネット投資額は他の資産の場合と同様の判断により、流動資産または非流動資産として区分される。

【借手の財務諸表表記】

- 資産及びその償却累計額は、自己所有の類似資産の区分方法で区分する。
- 正味の負債額は、他の負債の場合と同様の判断により、短期または長期負債として区分される。

【貸手の開示】

- a) 開示対象期間の終了時点のリースにおける投資総額とリース料相当額の現在価格との調整額

- I. 1年以内
- II. 1年から5年まで
- III. 5年超
- b) 受取利息相当額
- c) リース事業者への保証のない残存価格
- d) リース関連未収勘定の回収不能による累積推定額
- e) 期間収入と認識される変動リース料
- f) リース契約における重要な条件等

【借手の開示】

- a) 各キャピタル・リース資産の期末時点のネット簿価
- b) 期末時点におけるリース債務額と現在価値と下記期間区分された両項目の金額
 - I. 1年以内
 - II. 1年から5年まで
 - III. 5年超
- c) 期間費用として認識される変動リース料
- d) 期末時点で未収となっている解約不能な転貸リースによる将来のリース債務支払合計額
- e) 以下の内容を含むリース契約書上の重要な条件
 - I. 締結される変動リース料の計算ベース
 - II. 更新期間、または購入選択権、及びエスカレーション条項
 - III. 配当制限、追加負債、リース契約上の制限

②オペレーティング・リース

【貸手の会計処理】

- リース料は定額法でリース期間を通じて認識する。
- 変動リース料（将来事象、インフレ率、CPPなどに依存するもの）については、発生ベースでその収入の認識が行われる。
- リース資産は、貸借対照表上、自己所有資産と同様、工場及び機械機器の記載項目等と共に表記される。
- リース資産は、リース事業者保有資産の償却方針に基づいて償却される。
- 初期直接原価は、リース期間にわたり、損益計算書の収入に対応して認識されることになる。リースに関連するその他費用は、発生ベースで損益計算書に計上される。

【借手の会計処理】

- リース料は、定額法で損益計算書に反映させ、リース期間にわたり認識する。
- リース資産の費消を反映するためにその他有益な方法による償却も可能である。
- 初期直接原価は、リース期間にわたり、損益計算書の収入に対応して認識されることになる。リースに関連するその他費用は、発生ベースで損益計算書に計上される。
- 変動リース料は発生ベースで損益計算書に計上される。

【貸手の開示】

- a) 資産計上額がリース資産の公正額と異なる場合には、その本質または機能に応じて、期末日までの減価償却に基づき区分した額。
- b) 期末日から5年ごとの将来リース料の受取額
- c) 各期の損益計算書に含まれる変動リース料合計額
- d) リース契約の重要な条件

【借手の開示】

- a) 各期の損益計算書に表記されるリース料は、変動リース料の最低支払額と転貸リース料による収入を区分する。
- b) 1年超の契約で解約不能なケースでは、その情報に加え、将来の最低支払額、その合計額及びその後の5年ごとの金額、並びに転貸リース料の情報。
- c) 以下の情報を含めたリース契約書の条項の記載
 - I. 変動リース料の計算ベース
 - II. 更新及び購入選択権
 - III. リース契約上の制限、配当制限、債務契約、もしくはその他のリース契約

③不動産リース

【建物のみのリース、及び土地と建物のリース】

- リース事業者がリースをキャピタル・リースとして区分するためには、リース終了時点で所有権を移転する必要がある。この場合、価格を引き下げて売却する選択肢、または建物の場合には、リース期間を経済的耐用年数と同等になるようにする選択肢がある。
- またリース事業者にとっては、最低支払額の回収が明らかに可能であると見込まれ、契約期間中にリース事業者側の原因で生じる返済が不可能なコストに関するリスク要因が存在しないことが条件となる。これらの条件が充足されなければ、リース事業者はリース契約をオペレーティング・リースと区分することになる。
- 建物と土地のリースの場合には、リース契約者は物件ごとに資産を計上する。

【不動産と機械機器のリース】

- リースの対象が不動産と共に機械機器を含んでいる場合、リースされている不動産ごとのリース開始時点の市場価格の比率を算出し、この条件を適切に考慮した推定額で機械機器に適用すべき最低支払額の部分を算定する。
- 機械機器の構成要素は、キャピタル・リースとなるかオペレーティング・リースとなるかを区分するための判断材料となる。

【建物の一部のリース】

- リース部分のコスト及び市場価格が、リースの開始時点で適切に決定できる場合には、上記の「建物のみのリース、及び土地と建物のリース」の基準に基づいて、キャピタル・リースかオペレーティング・リースかを決定することができる。この決定ができない場合には、オペレーティング・リースとみなされることになる。

- 借手は、リース開始時点のリース対象部分に対する市場価格のみをベースに区分する。リース対象部分に対する市場価格を現実的に決定することができない場合には、借手はリース部分を一括して資本化することになり、リース期間が本質的に建物の残余耐久年数と等しくなればその部分は所有状態にあるということになる。その他のケースは全てオペレーティング・リースになる。

VI. クロスボーダー取引

1. 法的規則

メキシコにおける国境通過時の規則に関する主な法令は、外国貿易法と税関法である。

①外国貿易法

外国貿易法は国境通過の管理規則に関して、以下を定めている。

- 第4条：連邦政府は以下の権限を持つ。
 - メキシコ合衆国憲法第131条に基づき、官報に公示される政令を通して、関税を設定、増額、減額または廃止する。
 - 緊急性が推察される場合には、メキシコ合衆国憲法第131条に基づき、官報に公示される政令を通して、商品の輸出、輸入、流通または転送を規制、制限または禁止する。
 - 所轄当局も含めて、経済省が発行する合意書及び官報の公示を通して、商品の輸出または輸入を規制または制限する措置を規定する。
 - 所轄当局が発行する合意書及び官報に公示される政令を通して、外国から当国領域へ、または当国から外国への外国商品の流通ないしは転送を規制または制限する措置を規定する。
 - 連邦政府の他の所属機関に関連する権限とは別に経済省を通して国際通商交渉を統率する。
 - 外国貿易促進活動において、経済省、連邦公共管理局の所属機関及び関連機関、並びに各州政府の参加を通して調整を行う、この分野の活動において民間セクターと集約を行う、並びに経済省を通じて、非関税規制または制限を管理または統制する連邦公共管理局の所属機関及び関連機関が経済省及び大蔵省とインターネットの接続をすることを管理調整する。
- 第11条：原産地規定に準拠する商品の輸入に関し、輸入業者は原産地を即時に定められた形式による証明を行う。原産地規定の遵守の監視及び確認は大蔵省が行う。
- 第9条：商品の原産地は、特惠関税の適用、原産地国の市場、補償割当の適用、割当及びその他規定される基準の効果のために決定されるものである。商品の原産地がその国ひとつであれば、その国内の商品とみなされ、その国以外の国も含まれているのであれば、地域の商品としてみなされる。

②税関法

税関法はその第3条において、行政府は以下の権限を持つと定めている。

- 第3条：商品の国内領域への入国、または同領域からの出国に関する職務は、税関局にのみ認められた職権である。

2. 税務手続き

①所得税法第V章が定める特定効果に関する税務手続（メキシコに源泉所得を持つ外国居住者の収入）

【ファイナンス・リース】

ファイナンス・リースのケースについては、所得税法第198条が、ファイナンス・リースによる収入においては、財がメキシコで使用される場合、もしくは、たとえ外国に支払われる対価が外国に存在する機関を通じて行われるものであっても、メキシコの恒久的施設を通して、その全てもしくは一部が控除される場合には、メキシコ領域内に所得源泉を持つものとみなされ、反証がない限り、財を使用または享受する者がメキシコの居住者、ないしはメキシコに恒久的施設を持つ外国居住者である場合には、財はメキシコで使用されるものと推定されると定めた特別規定を設けている。

また、支払いを行う者がメキシコ居住者である場合、もしくはメキシコに恒久的施設を持つ外国居住者である場合もメキシコに所得源泉が存在するものとみなされる。

この条件に適合する場合の所得税は、各契約書上で金利として契約している金額に対して15%の税率を適用して計算され、金利の支払者が源泉徴収を行う。なお、この源泉徴収税率は日墨間で締結している二重課税防止条約の適用により減免が可能とされている。

【オペレーティング・リース】

所得税法第186条に基づき、不動産財の使用または一時供与による収入に関しては、メキシコ領域内にその財が存在する場合には、所得源泉はメキシコにあるものとみなされる。

また、外国居住者が財の使用または供与の権利、及びメキシコに所在する不動産財に関して合意したその他の権利を通して得る対価は、それがこれら利権の売却または割譲から派生する場合も含めて、課税所得とみなされる。

本件の所得税は、得られた収入に対し25%の税率を適用して計算され、支払いを行う側がメキシコ居住者である場合には、この者が源泉徴収・納税を行うことになる。

②日墨二重課税防止条約に基づく税務手続

【ファイナンス・リース】

リース分野の税務における二重課税回避及び脱税防止に向けた日墨間の条約（以下「条約」とする）は、その第11条第5段落において、条約の規定に従う収入及びその他の項目は、締約国間の国内法令に定義される規定に従うことが規定されている。

これによって、ファイナンス・リースから派生する利益は協定の規定に準ずる収入とみなされる。この場合、一方の締約国（メキシコ）を発地国とする利益と他方の締約国（日本）の居住者への支払いは、他方の締約国（日本）における納税義務に委ねられる。

しかし、この利息は源泉となる一方の締約国メキシコの法令に基づいてメキシコにおける課税も可能であるが、利息を受け取る者が事実上の受益者であり、他方の締約国である日本の居住者である場合には、課税される税額は以下の条件までとされている。

- (i) 事実上の受益者が銀行または保険会社である、(ii) 金利が公認の証券取引所において取引される企業の債権またはその他の証券に基づく、(iii) 利息が銀行に支払われる、または(iv) 利息が機械機器のクレジット・ファイナンスの販売に関連して支払われるといった場合には、それらの利息の受取人が機械機器の売却人である場合を条件に利息額の10%まで。
- その他のケースは利息額の15%まで。

上記の内容に従い、日本国居住者が受け取る収入でメキシコ居住者が支払うファイナンス・リースから派生する収入は、双方の国において課税対象となる。しかし、メキシコにおける納税額は、当対価の実際の受益者が収入を受け取る当人である場合には、契約対価総額の15%まで（ケースによっては10%）となる。

【オペレーティング・リース】

条約はその第6条において、契約国（日本）の居住者による契約相手国（メキシコ）に存在する不動産財の受取リース料は、その契約相手国（メキシコ）における納税義務に従うと規定している。

上記に基づいて、条文は、リースされる不動産財が存在する国におけるその不動産財のリースから派生するリース料による徴税の権限を謳っており、つまり、所得税法の第V章に準じ、また上記段落においても既述の通り、当該リース料は課税対象となる。

第6条の第2段落「不動産財」規定の定義は各国の国内法に委ねられ、メキシコの場合は、民法にその財の規定が定められている。

動産財のリース収入の場合には、国内法に準じて、それがメキシコに所得源泉を持たないという扱いから条約は規定を定めていない。

③日本への利益送金

所得税法第11条は、配当金または利益を分配する法人企業は、同法第10条が定める税率を適用し、当該配当金に関する税額を計算し、納税を行うことを規定している。ついては、分配された配当金または利益は本条項の規定に基づいて支払うこととなる所得税が加算されることになる。配当金または利益に係る税額は、これらに対し係数1.4286を掛け、その数値に同法第10条が定める所定の税率を適用する方法で行う。

同法第89条に関する配当利益の税額は、当法令規定に基づいて算出する。

上記に関して、配当金または利益の分配を行う法人は、対象となる税金の計算を行い、納税を遂行する義務がある。所得税法自体では外国居住者に対する配当金に対する源泉徴収義務を定めておらず、当該配当金に対する税金は係る法人により支払われていることから、条約の恩典は適用外となる（2013年度まで。2014年度の税法改正により2014年度以降に発生する利益に対する配当には所得税法上10%の源泉徴収が必要となるため、租税条約の適用の有無を検討する必要がある）。

【メキシコから日本への利息の支払い】

所得税法第 195 条に基づき、メキシコ国内で投資される、または資金が出資される場合、ないしはメキシコに居住する者による利息の支払い、またはメキシコに設けられた恒久的施設を通して外国居住者によって行われる利息の支払いの場合には、その所得源泉はメキシコ国内領域に存在するものとみなされる。

本条項が定める項目に従って納税を遂行しなければならない者は、該当する源泉義務を負う。

条約適用による恩典は上記段落の説明と同様の扱いとなり、メキシコ居住側から日本の居住者側に支払われる利息収入については、所得税の課税は双方の国において可能であるが、メキシコ側における税率は、当対価の受取人が事実上の受益者である場合には、契約対価総額の 15% まで（ケースによっては 10% まで）とされている。これは日本側が行うメキシコ側への融資に適用される。

【メキシコから日本へのロイヤルティの支払い】

所得税法第 200 条規定において、ロイヤルティによる収入は、ロイヤルティまたは技術支援として支払われる対象となる財ないしは権利がメキシコにおいて活用される場合、もしくはロイヤルティ、技術支援または広告料が当国居住者によって支払われる、ないしは当国の恒久的施設を通して外国居住者によって支払われる場合には、その所得源泉はメキシコ国内領域に存在するものとみなされると定められている。

この場合、納税者が得る収入に対し 25% の税率が適用される。

発明もしくは改良に関わる特許または認定書、製造商標及び商品名、並びに宣伝によるロイヤルティの使用もしくは一時享受の提供によるロイヤルティに関しては、これらの項目で納税者が得る収入に対し、所得税法第 177 条が定める税率の上限である 2013 年度の適用では 30% と定めている。

本条項に定められる項目に該当することで納税が義務付けられる者は、対象となる税金の源泉納税を行うことになる。

また、租税条約の第 12 条は、一方の締約国（メキシコ）から他方の締約国（日本）の居住者に支払われるロイヤルティは、他方の締約国において課税できると規定している。

しかしながら、ロイヤルティの場合、一方の締約国（メキシコ）の法令に基づいて課税することも認められている。但し、ロイヤルティの受取人が事実上の受益者である場合には、その際の税率はロイヤルティ総額に対して 10% までとされている。

この解釈から、メキシコの居住者側から日本側居住者に対して支払われるロイヤルティは、双方の国において課税が可能である。しかしながら、メキシコにおける課税は、ロイヤルティの受取人が事実上の受益者である場合には、ロイヤルティ総額の 10% までとされている。

以上